

「公立大学法人滋賀県立大学男女共同参画推進宣言」

滋賀県立大学のモットーは、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」です。学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、未知の時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を育成することを目的としています。

また、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与することを使命としてきました。

この間、1999年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付けられ、さらに2015年には、「女性活躍推進法」が制定されるなど、男女共同参画の取り組みが加速・拡大しています。また、同年、国際連合において「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、「ジェンダー平等の実現」が目標の一つとされました。

本学においても、これまで女性研究者の支援や就業環境の整備などに取組んできましたが、まだまだ道半ばであり、教員、職員、学生をはじめ本学に関わるすべての人々が、性別や立場に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の早期実現に向けた取り組みが必要です。

これらの認識を基に、滋賀県立大学が地域貢献のリーディングモデルとなり、学術・研究の拠点として機能し、国際通用性を持った有為な人材を育成する「人が育つ」大学として、更なる発展を続けていくため、次の基本方針に基づき男女共同参画を推進することをここに宣言します。

平成29年（2017年）7月19日

基本方針

1. 男女共同参画の視点に立った教育・研究環境を整備します。
2. 男女共同参画の視点に立った人材の採用、育成等を進めます。
3. 仕事と家庭生活の調和（ワークライフバランス）を図るための環境を整え、支援します。
4. 学生、教職員など本学の構成員に対して、男女共同参画に関する啓発活動を積極的に行います。
5. 多様な性のあり方を認め、学生、教職員など本学の構成員が、対等の人格として尊重される環境を享受できるよう努めます。
6. 地域や関係団体、企業、自治体、国際社会等と連携、協力して男女共同参画を推進します。